

「国内通話定額サービス」提供条件書

1.概要

「国内通話定額サービス」(以下「本サービス」といいます。)とは、通話をよくご利用されるお客さま向けに、国内通話料がおトクになるサービスです。

2.提供内容

- 本サービスには以下に定める種類があり、いずれかを選択の上お申込みいただきます。料金プランごとに選択できる種類及び種類ごとの本サービスの月額料金は、各料金プランの提供条件書に定めるとおりです。

種類	内容*1
通話放題	国内通話がかかけ放題*3
かけ放題(24 時間いつでも)*2	
通話放題ライト	10 分以内/回の国内通話がかかけ放題*3
かけ放題(10 分/回)*2	
通話パック 60	国内通話料の月間累計額から 2,400 円(2,640 円)/月(最大 60 分/月)を割引*4*5
通話パック(60 分/月)*2	

*1:0570(ナビダイヤル)・衛星電話など一部の通話については、かけ放題/定額通話の対象外となり、通話料がかかります。また、通常の通話と通話料が異なる場合があります。

*2:かけ放題(24 時間いつでも)、かけ放題(10 分/回)及び通話パック(60 分/月)に新たにお申込みいただくことはできません。

*3:KDDI/沖縄セルラー(以下、併せて「当社」といいます。)が別に定める協定事業者への通話や月間 744 時間を超える通話については、かけ放題の対象外となる場合があります。かけ放題に関する詳細は3. 重要事項の(3)に定めるとおりです。

*4:月間累計額が割引額に満たない場合、月間累計額を上限に割引きます。

*5:ご加入の料金プランの基本使用料が日割の場合、割引額も日割します。

- 本サービスの適用を受ける場合、その月額料金を加算した額を基本使用料として取り扱います。

3.重要事項

(1) 適用の開始について

- 申込み手続きが完了した翌月から本サービスの適用を開始します。ただし、新規のご契約、機種変更(端末購入又は eSIM 若しくは SIM カードの変更を伴わない機種変更を除きます。以下同じとします。)又は 5G NSA と 5G SA 間の変更と同時に申込みいただいた場合、その手続きが完了した日から適用します。
- 本サービスの種類の変更については、その申込み手続きが完了した翌月から変更後の種類を適用します。ただし、機種変更又は 5G NSA と 5G SA 間の変更と同時に申込みいただいた場合、その手続きが完了した日から適用します。

(2) 適用の廃止について

- 本サービスの適用廃止の申込み又は解約があった場合、本サービスの適用を廃止します。

- 本サービスの適用を廃止する場合の取扱いは以下のとおりです。

廃止事由	本サービスの取扱い
解約によるとき	解約日まで適用
機種変更又は 5G NSA と 5G SA 間の変更と同時に本サービスの廃止の請求があったとき	廃止日の前日まで適用
上記以外によるとき	廃止日を含む月の末日まで適用

(3) 通話かけ放題に関するご注意事項

- 次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、通話かけ放題の取扱いを適用しません。
 - ① UQ mobile 通信サービスⅡ契約約款第 32 条(利用停止)第1項第 14 号及び第 15 号に該当するとき。
 - ② UQ mobile 通信サービスⅡ契約約款第 68 条(利用に係る契約者の義務)第1項第2号及び第3号に該当するとき。
 - ③ 他の回線に着信のあった通話を転送する等、その回線を使用して他人の通信を媒介したとき。
 - ④ 特定の相手先への通話を大量に行うこと等により、利益を得ている又はそのおそれがあるとき。
 - ⑤ その回線からの通話が、当社以外の事業者が提供する電気通信サービスを利用するための電気通信番号(当社が別に定めるものに限ります。)をダイヤルして行われたものであるとき。
 - ⑥ その回線からの通話が、特定の事業者の電気通信設備に対し、一方的な発信又は機械的な発信により一定時間内に長時間又は多数の通信を一定期間継続するものであるとき。
 - ⑦ その回線からの通話が、通話先と対話を目的としていないなど、通常の通話方法でないとき。
 - ⑧ その他当社の業務の遂行上支障が生じるおそれがあるとき。
- 通話かけ放題の対象外となる通話の判定又は通話かけ放題の適用有無の判定を行うために、必要な調査等を行う場合があります。この調査に協力いただけない場合、通話かけ放題の取扱いを適用しません。この調査等を行うに当たり、契約者は、その回線に係る通話の情報等(調査等に必要な範囲に限ります。)を閲覧、記録、分析、保存等することを承諾していただきます。
- ①～⑧のいずれかに該当したとき又は上記の調査への協力を得られないときは、その月の初日に遡って、当社は本サービスの廃止(通話かけ放題が内包されている料金プランにご加入の場合は、料金プランの変更とします。)を行うことができますものとします。廃止後に、本サービスの申込み及び通話かけ放題が内包されている料金プランへの変更があった場合でも、当面の間、通話かけ放題の取扱いを適用しません。
- 月間 744 時間を超える通話の判定を行うに当たり、その通話時間に 1 秒未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。
- 10 分以内/回の国内通話がかけ放題となる本サービス又は料金プランにご加入の場合、当社が定める特定の電気通信番号宛の通話については、10 分を超える通話もかけ放題となります。

(4) その他

- 本サービスに関するその他の提供条件については、当社の WEB ページに定めるところによります。

■本提供条件書について

- ・ 当社の UQ mobile 通信サービスⅡ契約約款第 77 条(提供条件書等)に基づいて本提供条件書を定めます。
- ・ 本提供条件書に記載のない事項については、契約約款等(UQ mobile 通信サービスⅡ契約約款その他当社の各契約約款及び各規約等をいいます。以下同じとします。)の規定を適用します。契約約款等の詳細は、当社のホームページでご確認いただけます。
- ・ 当社は、本提供条件書の記載事項を変更する場合があります。この場合の料金その他の提供条件は、変更後の提供条件書の記載事項によります。なお、当社は、変更後の提供条件書及びその効力発生時期を、所定のWEBサイトその他相当の方法で周知するものとし、変更後の提供条件書は当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとし、
- ・ 電気通信事業法施行規則(昭和 60 年郵政省令第 25 号)第 22 条の 2 の 3 第 2 項第 1 号に該当する場合であって、当社の申出により提供条件の変更を行うときは、個別の通知及び説明に代え、予め、当社のホームページにその内容を掲示します。

■更新履歴

2026 年 4 月 15 日 初版作成